

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

香取市建設水道部水道課からお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、**指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要**になります。

- ◎ 指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的として、指定の有効期間が従来の無期限から5年間になります。
- 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさんは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下記参照）
- ※ 有効期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

更新手続きについては、対象となる事業者様あてに、郵送にて通知します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はしません。

香取市から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成18年3月27日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

- 指定更新の要件  
水道法第25条の3の2（指定の更新）に準拠
  - 給水装置工事主任技術者の選任
  - 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- 更新申請に必要な書類
  - ・様式第1号（申請書）及び第2号（誓約書）
  - ・【法人】定款の写し、登記事項証明書
  - ・様式第3号（主任技術者選任・解任届出書）
  - ・確認事項（更新）
  - ・機械器具調書、機械器具の写真
  - ・【個人】住民票の写し
  - ・事業所の写真及び位置図
  - ・その他

- 更新申請時の確認項目  
指定更新申請時に3項目の確認を行います。
  - ①業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
  - ②給水装置工事主任技術者の研修受講状況
  - ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新制度に関するお問い合わせ先  
香取市建設水道部水道課工務班  
電話：0478-55-8384